

## 市議会 9 月定例会 行政報告（9 月 1 日）

市議会 9 月定例会にあたり行政報告いたします。

### 新庁舎建設の違算に係る住民訴訟の判決について

新庁舎建設の違算に係る住民訴訟の判決についてご報告いたします。

去る 1 月 1 9 日に原告である三村誉一氏から新潟地方裁判所に提出された新庁舎建設の違算に係る住民訴訟について、7 月 1 4 日に判決が言い渡されましたので、ご報告いたします。

判決の主文は、「一 原告の請求を棄却する。二 訴訟費用は、原告の負担とする。」でありました。

これは、新庁舎建設における鉄骨・鉄筋の違算について、市が 1, 3 3 0, 3 5 0 円と契約日である平成 2 4 年 3 月 3 0 日から支払い済みまで、年 5 分の割合の額を、設計者である有限会社エーエーティープラス ヨコミゾマコト建築設計事務所に請求することを求める原告の訴えを、理由がないとして退けたものです。

判決理由につきましては、「違算によって市に損害が生じたとは言えず、市はヨコミゾ事務所に対し、委託契約約款第 3 3 条に基づく損害賠償請求権を行使することができない以上、市に財産管理を怠る事実は存しない。」としています。

このように市の主張を全面的に認めていただいた判決内容となっておりますが、原告から控訴状の提出がありましたので、併せて、ご報告いたします。

この原告からの控訴の事実につきましては、市として、たいへん遺憾ではありますが、第二審におきましても、引き続き厳正に対処してまいりたいと考えております。

今後、第二審に向けた顧問弁護士との委託契約の締結、着手金の支払い、東京高等裁判所への職員の旅費等が必要なことから、当該予算につきましては、予備費を充用して対応してまいりたいと考えておりますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。